

◎新潟県告示第610号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）4点
- 2 作業期間 平成25年10月21日から平成25年11月30日まで
- 3 作業地域 上越市名立区茶屋ヶ原地内 国道8号